

選択科目（租税法）第1問

設問1、小問(1)

1(1) AのBに対する財産分与に譲渡所得(所得税法(以下略)33条1項)が発生するか問題となる。

(2)ア 本件土地は、固定資産(2条18号)である土地であるため「資産」に該当する。

イ 「譲渡」とは、有償無償を問わず資産を他に移転させる一切の行為をいう。

財産分与(民法(以下、法)768条1項)は、離婚の一方当事者が他方当事者に対し資産の所有権を移転させ、これにより分与義務の消滅がもたらされるのであり「譲渡」に該当する(名古屋医師財産分与事件判決参照)。

(3) したがって、譲渡所得が発生する。

2(1) では、本件土地の時価5000万円が譲渡所得の価額になるか。

(2) 婚姻中の夫婦の財産は共有状態にある(法762条)。そして、財産分与には慰謝料、婚姻中に形成した財産の清算及び離婚後の扶養の性質を有するところ、夫婦財産の清算は共有持分を顕在化させるものに過ぎない。

そうだとすると、分与財産の価額の内他方当事者の持分の二分の一の限度で、譲渡所得の価額となると解すべきである。

(3) 本件においてAB間で婚姻中に形成した資産の時価相当額は1億円であり本件土地の時価はこれの二分の一に相当する。よって、5000万円が譲渡所得の計算上総収入金額に算入される(36条1項)。

3 以上より、財産分与によるAの譲渡所得の金額は、5000万円から本件土地の取得費(33条3項及び38条1項)である4000万円及び特別控除額(33条4項)の残額を控除し、これに二分の一を乗じた950万円となる。Aは平成12年

から5年以上本件土地を所有していたため、長期譲渡所得(22条2項2号及び33条3項2号)となるためである。

設問1、小問(2)

1(1) BはCに対し本件土地を対価5500万円で「譲渡」しているため、5500万円がBの譲渡所得の計算上総収入金額に算入される。

(2) Bは本件土地をAからの財産分与によって取得しているが、取得費は財産分与請求権の金額と解すべきである。BのAに対する財産分与請求額は5000万円であるから、同額が取得費となる。

2 よって、Cへの譲渡による譲渡所得の金額は、5500万円から5000万円及び50万円を控除した残額である450万円となる。Bは本件土地取得から5年以内に同土地を譲渡しているため短期譲渡所得(33条3項1号)となり二分の一課税の対象とならない。

設問2

1(1) 必要経費該当性の検討の前提として、鍼灸の施術サービスが「事業」(27条1項)に該当し、それによる所得が事業所得にあたるか。あたらない場合は、そもそも必要経費算入が問題にならない(27条2項及び37条1項)。

(2) 「事業」とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性有償性を有し反復継続して遂行する社会的地位と意思とが客観的に認められるものをいう(弁護士顧問料事件判決)。

(3) これを本件についてみるに、Cは個人でQ鍼灸院という屋号の鍼灸院の事業を開始し、自ら考えて鍼灸のみならずリラクゼーションを実施している。そのため、企画遂行性が認められる。また、CはQ鍼灸院の収入で生計を立てておりサービスの遂行が生活に必要不可欠となっている。Cがサービスを反復

継続して行っているといえる。

確かに施術サービス自体は国家資格を有する F のみが行っているが、C は経営者として F に指示を行い、サービスに関与している。また C は本件建物の賃貸を行っているが、D が管理を専ら行っており賃貸自体によって事業性は否定されない。

(4) よって、「事業」に該当する。

2 生花の専門学校の学費について

(1)ア 上記学費は必要経費に該当するか。専門学校への学費はサービスの遂行につき支出が不可避ではないため、売上原価(37 条 1 項前段)に該当しない。

そのため、「業務について生じた費用」(同項後段)に該当するか。

イ 生花の専門学校の通学することで C の生花の技能が向上し、生花を鍼灸院の待合室に飾ることで来院客が増え毎月の売上が向上している。このような収益獲得への貢献性から、事業との関連性を認めることができるとも思える。

ウ しかし、生花はあくまで C の余暇でありそれ自体鍼灸と関係が無い。売上の増加は副次的効果に過ぎない。

エ よって、学費は「業務について生じた費用」に該当しない。

(2) 以上より、必要経費に該当しない。

3 国家資格取得のための専門学校の学費について

(1)ア 上記学費は「業務について生じた費用」に該当するか。

イ はり師及びきゅう師の国家資格は、鍼灸の施術サービスを行うために必要であるから、事業との抽象的関連性が認められる。また C がサービスを自ら行うことで来院客の回転率を上げ売上を伸ばすことができるため、事業の拡大の点からも事業との関連性が認められる。

ウ よって、「業務について生じた費用」に該当する。

(3)ア では、学費はどの年度の必要経費に帰属するか、債務の確定(37条1項後段括弧書)が問題となる。

イ 債務の確定の要件は、①債務の発生、②①の債務に基づき具体的給付をすべき原因となる事実の存在及び③金額の合理的算定可能性である。

ウ 本件において、①Cと専門学校との間の在学契約により支払債務が発生し、②専門学校のCに対するサービスの提供の事実も認められる。そして、③学費も一定であるため金額の合理的算定可能性が認められる。

エ よって、Cが学費を納入した平成27年に債務が確定し、必要経費として帰属する。

(3) 以上より、平成27年分の所得税の計算上、必要経費に該当する。

設問3

1 本件建物の賃料収入は不動産所得(26条1項)に該当するところ、この所得はD単独に帰属するか。

2(1) 所得の帰属は12条が規定するところ、基準の明確性の観点から、形式的な法律関係と実質的な真実の法律関係が異なる場合所得は法律上の真実の権利者に帰属すると解すべきである(法律的帰属説)。

(2) 本件建物の賃料はD名義の銀行口座への振込によって支払われており、賃料は現在まで同口座から引き出されていない。口座名義がDであることから、Dが単独で収益を享受しているとも思える。

しかし、賃料として振り込まれた金銭は遺産分割の対象となる(法907条1項)ところ、未だ分割がされておらずDEの共有状態にある(法898条及び249条)。法定相続分は各二分の一(法900条1号及び887条1項)であるため、金

銭は各二分の一の持分の限度で DE に帰属する。

3 よって、賃料収入は D と E で各二分の一の限度で帰属する。 以上

選択科目（租税法）第2問

設問1、小問(1)

(1) A社のRに対する本件土地の譲渡は「有償による資産の譲渡」（法人税法（以下略）22条2項）であるため、対価である9000万円がA社の法人税の計算上益金の額に算入される。

(2) A社は昭和50年に本件土地を3000万円で取得しているため、3000万円が譲渡原価として売上原価（22条3項1号）に該当し、A社の法人税の計算上損金の額に算入される。

設問1、小問(2)

(1)ア 本件AB取引は、「有償による資産の譲渡」に該当し、取引の対価7000万円がA社の法人税の計算上益金の額に算入されるとも思える。

イ しかし、本件AB取引当時の本件土地の時価は9000万円であり、同取引は対価が時価の2000万円低い低額譲渡と評価される。

そして、「無償による資産の譲渡」（22条2項）によって資産の時価相当額が益金の額に算入されることとの均衡から、低額譲渡により取引の対価のみならず対価と時価との差額も益金の額に算入されると解すべきである（南西通商事件判決）。

ウ よって、7000万円と時価との差額2000万円の計9000万円がA社の法人税の計算上益金の額に算入される。

(2) 前述の通り、本件土地の取得価額3000万円がA社の法人税の計算上損金の額に算入される。また、同土地の対価と時価の差額2000万円は、A社のB社に対する「経済的な利益の贈与」（37条7項）に該当する。よって、22条3項の「別段の定め」である37条1項により、2000万円の内損金算入限度額が損

金の額に算入される。

設問 1、小問(3)

(1) 最高裁平成 7 年 4 月 28 日第二小法廷判決(以下、平成 7 年判決)によれば、①納税者が当初から所得を過少に申告することを意図し、②①の意図を外部から窺い得る特段の行動をして、③①の意図に基づく過少申告をしたような場合の要件をみたす場合は、国税通則法(以下、国通法)68 条 1 項の「隠蔽」又は「仮装」行為該当性が認められる。

(2) もっとも、国通法 68 条 1 項の対象となるのは、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実に関する法人の私的行為であり、申告行為そのものではない。

(3) よって、本件 A 申告そのものは「隠蔽」又は「仮装」にあたらない。

設問 1、小問(4)

(1) 本件各取引である本件 AB 取引、本件 BP 取引及び本件 PR 取引が国通法 68 条 1 項の「隠蔽」又は「仮装」行為にあたるか。平成 7 年判決に基づく 3 要件に照らして判断する。

(2)ア 本件において、A 社と P 社は本件土地についてそれぞれ譲渡益を得て、両社の繰越欠損金を消滅させることにより、法人税額を低くしようとする意図で一連の取引を行っている。よって、A 社と P 社には①過少申告の意図が認められる。

また、A 社は上記の意図に基づいて、本件土地の時価が 7000 万円であるという前提で③本件 A 申告を行っている。

イ もっとも、本件各取引の法律行為の内容が本件各売買契約書に偽りなく記載されていたことや、同契約書において架空名義の利用は無いことからすれば、

外部から A 社らによる過少申告の意図を書類等から判断することができなかったといえる。よって、②A 社らによる特段の行動の存在は認められない。

(3)よって、本件各取引はいずれも「隠蔽」又は「仮装」行為にあたらない。本件 A 申告その者以外に「隠蔽」又は「仮装」行為にあたる事実はない。

設問 2

1 本件 AB 取引について

(1) B 社は時価 9000 万円の本件土地を対価 7000 万円で譲り受けており、本件 AB 取引は B 社にとって資産の低額譲受けと評価される。

(2) 資産の低額譲受けについては、南西通商事件判決との整合性から、「その他の取引」(22 条 2 項)として、対価と時価との差額が益金の額に算入されると解すべきである。

よって、2000 万円が B 社の令和元年 12 月期の法人税の計算上益金の額に算入される。また、時価相当額 9000 万円が取得原価となる。

2 本件 BP 取引について

(1)ア B 社は時価 9000 万円の土地を 7500 万円で譲渡しているため、低額譲渡として 9000 万円が令和 2 年 12 月期の法人税の計算上益金の額に算入されるとも思える。

イ しかし、取得した資産を直ちに売却することが予定されている等、資産の増加益を譲渡によって観念できない場合は対価の額を益金の額に算入すべきである(ミキ農場事件判決参照)。

ウ 本件土地の売却は本件特約を条件とするものであった。また B 社の代表取締役である C は A 社代表取締役の Q の大学時代の後輩であり C は Q の依頼を立場上無下にすることができず、本件特約に基づく売却が事実上強制されてい

たといえる。

エ よって、本件土地の所有期間に応じた増加益を観念することができない。

本件土地の対価である 7500 万円が益金の額に算入される。

(2) 本件土地の取得原価である 9000 万円が、B 社の令和 2 年 12 月期の法人税の計算上損金の額に算入される。

設問 3

(1) 本件リベートは A 社らによる租税回避のための費用であり違法所得として所得に該当しないとも思える。

しかし、租税法律主義の下所得税法は源泉の違法性を問題にしていいため、違法所得も所得に該当する。

(2)ア 本件リベートは事業所得(所得税法(以下、所法)27 条 1 項)に分類されるか。

イ 本件リベートは本件各取引遂行の協力金であるところ、協力金は不動産である本件土地の販売という「事業」から生じた所得として事業所得に該当するとも思える。

ウ しかし、本件各取引は A 社から R に直接本件土地を売却するのではなく B 社を介して租税回避を狙うものであり、B 社そのものに利益が帰属するものではない。

よって、本件各取引は B 社にとって営利性及び有償性が認められるものではなく、「事業」に含まれない。

エ 本件リベートは事業所得に分類されない。

(2) 租税回避を源泉とする所得は所法 34 条 1 項の 8 種類の所得の何れにも該当せず、本件各取引は B 社にとって営利を目的とする継続的行為ではない。リ

1-2

ベートは本件土地の譲渡に伴い一時金として支払われるものであるから、一時所得に分類される。

以上